

原子力委員会の見直しに当たっての 基本的な考え方について

平成 24 年 12 月 18 日
原子力委員会見直しのための有識者会議

原子力委員会の見直しに当たっての基本的な考え方について

目次

はじめに	1
第1章 原子力委員会と原子力利用を巡る環境の現状と変化について	2
1. 原子力委員会の機能及び役割について	2
(1) 原子力委員会の経緯と変遷 ～原子力政策推進の旗頭としての役割～	2
(2) 原子力委員会の現行機能	4
2. 原子力利用を巡るわが国の特殊性	5
3. 原子力政策を巡る環境変化（原子力政策の転換）	6
第2章 現在の原子力委員会に対する評価	8
1. 省庁再編の影響	8
2. 政策変化等の影響	8
第3章 原子力委員会の見直しの方向性	10
1. 見直しに当たって考慮すべき点	10
(1) 原子力行政の特殊性	10
(2) 原子力基本法との関係	10
2. 必要と考えられる機能	12
i) 原子力の平和的利用の担保	12
ii) 原子力政策に関する基本方針の策定	12
iii) 各省間にまたがる政策の調整	13
iv) 原子力利用のための政策資源の縦覧性の確保と内外への説明	13
3. 原子力委員会設置法の所掌事務毎の整理	13
第4章 行政組織・体制の見直しの選択	15
1. 考えられる選択肢	15
(1) 8条委員会を設置	15
(2) 3条委員会を設置	16

(3) 内閣府の外局としての庁を設置.....	16
(4) 既成の行政組織に機能を移管：①総合科学技術会議、②外務省、③文部科学省、④経済産業省、⑤原子力規制委員会／原子力規制庁.....	16
(5) 国会の付属機関を設置.....	16
2. 新しい体制の発足までの対応.....	17
第5章　まとめ.....	18
別添　原子力委員会見直しのための有識者会議　構成員.....	19
参考　行政組織に係る参照条文.....	20

はじめに

2012年9月14日にエネルギー・環境会議において、「革新的エネルギー・環境戦略」が決定された。同戦略は、2011年3月11日に発生した、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、これまでのエネルギー政策を白紙から見直すものとして、原子力政策についても見直すこととし、設置から約50年以上が経過している原子力委員会の在り方についても、組織の廃止・改編を含めて抜本的に見直すこととした。

これを受け、同年10月29日に、エネルギー・環境会議の議長である国家戦略担当大臣が、「原子力委員会見直しのための有識者会議(委員:有識者10名(別添参照)、以下「本会議」という。)」を開催することを決定した。本会議は、10月31日から約1か月半の間に、原子力委員会の近藤委員長や関係省庁からのヒアリングも含め、合計6回の会合を持ち、その議論の内容を、ここに「原子力委員会の見直しに当たっての基本的な考え方(以下「本報告」という。)」という形でとりまとめた。

本報告では、原子力委員会の果たしてきた役割を検証し、その機能を整理した上で、革新的エネルギー・環境戦略を踏まえた新しいエネルギー政策の下で、どの機能を残し、それらの機能を担うにふさわしい体制を検討した。但し、現時点では、新しい原子力政策の具体的な内容が決まっていないこと、検討の時間が十分ではなかったことなどにより、特に、組織形態については、一つの結論ではなく、いくつかの可能性を提示しており、あくまでも、基本的な考え方を整理したものであり、今後、さらなる検討が必要である。

本報告が、大きな転換点を迎える原子力政策の今後の体制を検討する上の礎となることを期待する。

第1章 原子力委員会と原子力利用を巡る環境の現状と変化について

1. 原子力委員会の機能及び役割について

(1) 原子力委員会の経緯と変遷～原子力政策推進の旗頭としての役割～

我が国の原子力の研究、開発及び利用は、原子力基本法において、これを平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行い、成果を公開し、進んで国際協力に資するという方針の下、原子力の利用等に関する原子力の利用等に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図ることを目的として原子力委員会が設置された。

以降50年以上にわたり、原子力委員会は、将来のエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上に寄与することをその究極的目的に、原子力発電の拡大や原子力発電を巡る社会環境の変化に対応して自らの役割を変化させながら、一貫して原子力の利用等の推進を図ってきた。

特に、我が国の原子力発電の黎明期に当たる1950年代から1970年代においては、原子力開発利用長期基本計画の策定や、関係各省の関連予算の取りまとめと財務当局への要求など、政府における原子力開発・推進の文字どおりの中核的役割を担うことに加え、原子炉等規制法に基づく設置許可への関与や安全指針を策定するなど、原子力の推進・安全両面に深く関わっていたと言える。

1970年代以降、我が国は二度にわたる石油ショックを経験し、化石エネルギーへの過度な依存を回避し、エネルギー源の多様化の必要性に迫られたが、原子力委員会を中心とする政府一体となった推進方策が講じられる中で原子力発電の開発が進み、1970年の2基から1980年には39基が稼働するなど、我が国の電源に占める原子力発電の位置づけは急速に高まるに至った。一方で、こうした原子力利用の拡大は、原子力船「むつ」の放射線漏れ事故をはじめとして、国民の原子力安全に対する不安感を生じさせ、その安全管理に関する関心を一気に高めることにもなった。こうした原子力に対する安全意識の高まりに対して、原子力委員会から安全を担保する機能が分離され、原子力安全委員会が発足するなど、その機能も大きく変化するとともに、原子力基本法の基本方針に「安全の確保」を旨とする記述が追加された。

1990年代以降になると、もんじゅのナトリウム漏えい事故をはじめとする相次ぐ事故により原子力の安全管理に対する懸念がより一層高まるとともに、原子力発電所から生じる使用済核燃料の処理を巡る問題が顕在化するようになった。それと同時に、原子力利用等の推進役となってきた原子力委員会の果すべき役割や行政組織上の位置づけも不明確になってきた。本会議においても、特に、2001年の中央省庁再編による審議会の見直し(旧科学技術庁から内閣府に移管、委員長が閣僚から民間委員に変更、決定に対する総理の尊重義務の廃止)や事務局機能の縮小、総合科学技術会議などの他の行政組織による調整機能の充実等が、原子力委員会の存在基盤を変える最大の転機となったとの指摘が多くなされた。

原子力委員会のこれまでの活動と経緯(概要)

段階	主なトピック	原子力委員会の果たしてきた役割			
第1期 原子力委員会を中心とした計画的・民主的な開発・利用の推進(1950s～1970s後期) 稼働原発(1970年3月) 2基,50万kW	<p>1954.4 日本学術会議、「原子力の研究と利用に關し公開、民主、自主の原則を要求する声明」</p> <p>1955.9 原子力調査国会議員団共同声明</p> <p>1955.11 日米原子力研究協定調印</p> <p>1955.12 原子力基本法、原子力委員会設置法等公布</p> <p>1956.1 総理府原子力局、原子力委員会発足</p> <p>1956.5 総理府に科学技術庁設置(原子力局が移行)</p> <p>1956.6 日本原子力研究所発足</p> <p>1956.8 原子燃料公社発足</p> <p>1957.6 原子炉等規制法公布</p> <p>1957.7 国際原子力機関(IAEA)発足</p> <p>1964.7 電気事業法公布</p> <p>1968.2 新日米原子力協定調印</p>	<p>平和利用の担保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力基本法(1955年～)、原子炉等規制法(1957年～)、二国間協定等に基づき、原子力の研究開発利用が平和目的に限られていることを確認 	<p>設置許可・安全指針策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子炉等規制法に基づき、設置許可等にあたり、意見聴取を実施(1957年～) ○核燃料物質の所有方式決定 ○原子炉立地審査指針決定(1964年) 	<p>長期計画・方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力開発利用長期基本計画策定(1956年～5年毎に策定) ○「原子力損害賠償制度の確立について」決定(1960年) ○動力炉・核燃料開発事業団の業務に関する基本方針策定(1968年、1971年) 	<p>総合調整(予算・資源の配分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予算の配分・調整※各省の原子力関係予算をとりまとめ、調整後、大蔵省へ要求 ○原子力開発利用基本計画策定(1956年～毎年策定) ※日本原子力研究所(炉の設置計画や研究内容等)、原子燃料公社(探鉱計画等)の業務を規定
第2期 原子力委員会から安全規制を分離・核燃料サイクル推進(1970s後期～1990s末) 稼働原発(1990年9月) 39基,3,148万kW	<p>1973.3 美浜原発燃料棒破損事故</p> <p>1974.9 原子力船「むつ」放射線漏れ</p> <p>1975.2 原子力行政懇談会(座長:有沢広巳)設置(1976.7まで)</p> <p>1976.1 科学技術庁に原子力安全局設置</p> <p>1976.6 日本、核拡散防止条約(NPT)批准</p> <p>1977.12 日本・IAEA保障措置協定発効</p> <p>1978.10 原子力安全委員会発足</p> <p>1979.3 米、TMI原発事故発生</p> <p>1986.8 チェルノブイリ原発事故発生</p> <p>1987.11 新日米原子力協定調印</p>	<p>平和利用の担保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力基本法(1955年～)等に基づき、原子力の研究開発利用が平和目的に限られていることを確認 ○余剰プルトニウムを持たないとの原則を表明(1991年) 	<p>長期計画・方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力開発利用長期基本計画策定(5年毎に策定、2000年まで) ○核物質防護基本方針を決定(1981年) ○原子力船研究開発指針策定(1984年) ※原子力船「むつ」廃船の自民党部会の決定に対し、実験継続を要望(1992年原子炉停止) ○「当面の核燃料サイクルの具体的な施策について」決定(1997年) 	<p>透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力委員会に關係行政機關職員の出席が可能に(1976年～) ○長期計画改訂にあたり、「ご意見を聞く会」を開催(1994年) 	<p>国際貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際核燃料サイクル評価(INFCE)に適切に対処するため、「INFCEに臨む我が国の基本的考え方」決定(1977年) ○アジア地域原子力協力国際会議(ICNCA)の開催(1990年～毎年開催)
第3期 相次ぐ事故を経て安全規制強化・原子力利用のグローバル化(1990s末～現在) 稼働原発(2010年3月) 54基,4,885万kW	<p>1995.12 「もんじゅ」ナトリウム漏えい事故</p> <p>1996.9 日本、包括的核実験禁止条約(CTBT)に署名</p> <p>1997.3 動燃アスファルト固化施設事故</p> <p>1999.9 JCO臨界事故</p> <p>1999.12 日本・IAEA保障措置協定追加議定書発効</p> <p>2001.9 米、同時多発テロ発生</p> <p>2001.1 中央省庁再編(原子力委員会を内閣府へ、保安院発足)</p> <p>2002.6 エネルギー政策基本法成立</p> <p>2003.1 北朝鮮、NPT即時脱退を宣言</p> <p>2006.2 国際原子力エネルギーパートナーシップ(GNEP)発表</p> <p>2007.7 米印原子力協力妥結</p> <p>2011.3 東日本大震災、福島第1原発事故</p> <p>2012.9 原子力規制委員会及び原子力規制庁発足</p>	<p>平和利用の担保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力基本法(1955年～)等に基づき、原子力の研究開発利用が平和目的に限られていることを確認 ○「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について」決定(2003年) 	<p>震災復興への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ○核燃料サイクル、事故コスト試算(2011年11月) ○「福島第一原発における中長期措置に関する検討結果」とりまとめ(2011年12月) ○核燃料サイクル政策の選択肢提示(2012年6月) 	<p>長期計画・方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力政策大綱策定(2005年) ※閣議決定によって「政府は基本方針として尊重する」とした ※2012年、新たな原子力政策大綱の策定に向けた審議を中止 	<p>国際貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際原子力エネルギーパートナーシップ(GNEP)閣僚級会合に委員長が出席(2007年～毎年実施) ※核不拡散と安全性を満たす核燃料サイクルの実現等に向けた協力 ○アジア原子力協力フォーラム(FNCA)の開催(2000年～毎年)
		<p>透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力委員会の一般公開、資料及び議事録のHP公開(1997年) ○立地地域等で原子力政策円卓会議を開催(1996～99年) ○パブリックコメントの実施(1996年以後、41回実施) 			

図1. これまでの活動と経緯

(2)原子力委員会の現行機能

本会議で整理した原子力委員会の機能と業務内容を図2に示す。この中でも、現在の原子力委員会が有する主な機能としては、i)原子力の平和的利用の担保、ii)原子力政策に関する基本方針の策定、iii)各省間にまたがる政策の調整、iv)原子力利用のための政策資源の縦覧性の確保と内外への説明といった機能があり、その概要を以下に記載する。

機能	業務内容
平和利用	<ul style="list-style-type: none"> ○ブルトニウム利用に関する透明性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・余剰ブルトニウムを持たないとの原則を表明(平成3年 核燃料リサイクル専門部会) ・「我が国における利用の基本的な考え方について」決定(平成15年) ・ブルトニウム管理状況、利用計画の公表と確認(毎年) ○国際社会と協調した核不拡散・核軍縮の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・国際核燃料サイクル評価(INFCIE)への対応 ・IAEA包括的保障措置協定における保障措置活動の確認 ○原子炉等規制法にかかる意見 <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の設置・変更許可に際しての意見(平和的利用の観点から)
基本方針策定	<ul style="list-style-type: none"> ○全体方針又は個別政策の方針の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力政策大綱の策定(平成17年) ・当面の核燃料サイクルの具体的な施策(平成9年) ・高レベル放射性廃棄物処分に向けての基本的な考え方について(平成10年) ・高速増殖炉サイクル技術の今後10年程度の間における研究開発に関する基本方針(平成18年) ・食品への放射線照射について(平成18年) ・成長に向けての原子力戦略(平成22年)等 ○政府からの依頼に対する提言等 <ul style="list-style-type: none"> ・核燃料サイクルコスト、事故リスクコストの試算について(平成23年) ・核燃料サイクル政策の選択肢について(平成24年)等 ○原子力人材の確保・育成に関する提言など <ul style="list-style-type: none"> ・各省、事業者、大学等に向けた原子力人材の確保・育成に関する提言の発信(平成24年11月27日取りまとめ)
技術評価	<ul style="list-style-type: none"> ○再処理、高速増殖炉などの核燃料サイクル、核融合などの技術評価 <ul style="list-style-type: none"> ・高速増殖炉開発計画専門部会の報告書(平成8年) ・「我が国における高レベル放射性廃棄物地層処分研究開発の技術的信頼性の評価」(平成12年原子力バックエンド対策専門部会)
政策評価	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力の研究、開発、利用に関する政策の妥当性の評価 <ul style="list-style-type: none"> ・政策評価部会において、「安全確保」(平成18年)、「平和利用の担保と核不拡散体制の維持・強化」(平成19年)、「原子力と国民・地域社会の共生」(平成19年)、「放射性廃棄物の処理・処分」(平成20年)、「エネルギー利用」(平成21年)、「原子力研究開発」(平成21年)、「人材の育成・確保」(平成22年)「放射線利用」(平成22年)に關して評価 ・政策評価部会の提言を受けて、「高レベル放射性廃棄物の処分場立地に係る取組み」について日本学術会議に所見を求める(平成22年)→平成24年日本学術会議より回答
政策調整	<ul style="list-style-type: none"> ○複数の行政機関にまたがる原子力政策に関する国内調整 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力政策大綱策定等における各省との調整 ・IAEA総会、IFNEC会合などの国際会議の対処方針の作成 ○各省の原子力関係経費の取りまとめ <ul style="list-style-type: none"> ・「原子力関係経費の見積りに関する基本方針」決定(毎年7月頃) ・「原子力関係経費の見積り」作成(毎年11月頃) ・原子力関係経費政府予算案の集計(毎年1月頃) ・「原子力研究、開発及び利用に関する計画」決定(毎年3月頃) ○原子力試験研究の課題の選定・評価 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力試験研究費の予算措置は終了。評価は今年度で終了。
内外への説明	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力政策に関する国民対話・対外説明 <ul style="list-style-type: none"> ・国民の理解の増進、意識共有のための諸活動(市民参加懇談会、ご意見を聽く会など) ・国際社会に対する日本の方針、活動状況の理解増進のための活動(インド、パキスタン、北朝鮮の核実験(1998、2009年)及び日印原子力協力協定交渉開始(2010年)に対する声明、IAEA総会時の二国間会談など) ○海外各国の関係機関との交流促進・関係構築 <ul style="list-style-type: none"> ・アジア原子力協力フォーラム(FNCA)を毎年開催(閣僚級会合、日本が主催・事務局) ・IAEAや国際原子力協力フレームワーク(IFNEC)における活動 ○統一的な原子力関連情報の収集整理 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力白書の発行(法定白書)
その他 (法定業務等)	<ul style="list-style-type: none"> ○特定放射性廃棄物の最終処分法にかかる意見 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針や最終処分計画に係る経産大臣への意見 ○日本原子力研究開発機構法に定められた事務 <ul style="list-style-type: none"> ・日本原子力研究開発機構の中期目標策定・理事長任命の際の意見聴取

図2. 現在の原子力委員会の機能と業務内容

i) 原子力の平和的利用の担保

日米などの二国間、IAEA をはじめとする多国間かを問わず、国際社会が核不拡散・核セキュリティの確保を追求している中で、原子力委員会は、プルトニウム利用に関する透明性を確保する観点から、政府としての取組方針を定めその管理状況を確認し公表するとともに、国際社会と協調して原子力の平和的利用、さらには核不拡散・核軍縮の確保のための活動に参画している。

ii) 原子力政策に関する基本方針の策定

多様なエネルギー源の中でも原子力は、基礎研究の成果を踏まえた技術開発による技術の確立から市場への参入まで多くの省庁が関与するため、これを重要課題として推進する場合には、政府としての基本方針を明らかにする必要がある。原子力委員会のこの面での活動は、2005 年の原子力政策大綱に代表される原子力政策に関する全体又は個別政策の方針の策定業務であるが、(1)で述べたとおり、こうした原子力利用の推進を巡る社会環境の変化や、原子力委員会の行政組織上の位置づけの変化が、原子力委員会が策定する基本方針の内容にも相当の影響を与えてきている。

iii) 各省間にまたがる政策の調整

現在、原子力委員会が果たしている政策調整機能としては、各省の原子力関係経費の取りまとめや、基本方針策定の際の各省との調整等の活動がある¹。

iv) 原子力利用のための政策資源の縦覧性の確保と内外への説明

上記i)～iii)の全ての機能に関係するものであるが、政府と国民等との関係や日本政府と国際社会との関係において、原子力政策の縦覧性を確保し、政策評価の結果なども含めて、これらを総括的に説明するという機能がある。また、原子力平和的利用の担保のための国際社会との協調や、アジアを中心とする原子力利用の拡大に対する国際貢献の観点から、原子力委員会は、IAEA 等との協調やアジア原子力協力フォーラム(FNCA)の開催などにより、国際社会における信頼関係の構築に努めている。

2. 原子力利用を巡るわが国の特殊性

政府は、原子力基本法に基づき、原子力の研究、開発及び利用を厳に平和目的に限って推進

¹原子力利用に係る行政実務としては、以下のとおり、各省がそれぞれ実施している。

- ① 原子力安全規制の観点から原子力規制委員会（環境省）
- ② エネルギー政策の観点から経済産業省
- ③ 科学技術政策の観点から文部科学省
- ④ 外交政策・国際関係の観点から外務省
- ⑤ エネルギー以外の放射線利用の観点から農林水産省、厚生労働省

することとし、核兵器の不拡散に関する条約(NPT)を批准し、また、国際原子力機関(IAEA)と保障措置協定等を締結し、国内の関連活動に対して IAEA の保障措置制度の適用を受けている。我が国におけるプルトニウム利用については、このような IAEA 保障措置システムの下での厳格な平和的利用の担保措置が履行されていると国際的に認められている。

他方、1990 年代以降、各国におけるプルサーマル等の民生利用の活発化に伴って、プルトニウムの国際間移動量が増加し、その利用に関する透明性の向上を図る必要性が高まってきたことを踏まえ、1997 年には、日本を含む9カ国で各国が自国の民生プルトニウムの管理状況を公表することなどを含む「国際プルトニウム指針」が採択され、各国の民生プルトニウムの保有量を IAEA に報告・公表する仕組みが導入された。

我が国は、非核兵器国で核燃料サイクル・プルトニウム利用を行う唯一の国であるという特徴を有しており、プルトニウム利用に対する国内外の信頼を確保し続けることが重要である。このためにも、原子力委員会は、各国が実施するこうした措置に加え、一層の透明性の向上を図るため、2003 年に「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を決定した。これに基づき、我が国独自の措置として、六ヶ所再処理工場においてプルトニウムを分離する前に、各事業者はその所有者、所有量及び利用目的を記載した事業者による利用計画の公表等を行っている。

このように、我が国の特殊性を踏まえた国際的枠組み以上の平和的利用の担保や透明性確保の取組への期待は大きく、本会議においても、原子力委員会がこの部分で果たしてきた役割、あるいは果たすべき役割は大きいとの評価が大勢であると言える。

3. 原子力政策を巡る環境変化(原子力政策の転換)

1. に述べたとおり、原子力委員会を巡る状況は、50 年以上を遡る設置当時と比べて変化し続けてきた。さらに、2011 年3月 11 日に発生した、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故によって原子力行政に対する信頼が大きく低下したこともあり、原子力政策それ自体が大きな転換点を迎えることになる。また、大きな政策課題については、国家戦略会議やエネルギー・環境会議等の関係閣僚がメンバーとなった会議体で総合調整と意思決定を行うようになった。

2012 年9月 14 日、政府は、エネルギー・環境会議において「革新的エネルギー・環境戦略」を決定した。同戦略は、「2030 年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入する」とし、その実現の過程で、安全性が確認された原発はこれを重要電源として活用する一方で、40 年運転制限を厳格に適用すること、原発の新增設を行わないこと等により、原発に依存しない社会の実現を目指している。

同時に、核燃料サイクルについては、引き続き従来の方針に従い再処理事業に取り組みながら、青森県をはじめとする関係自治体と責任を持って議論することとしている。

政府は、今後、こうした課題を一つ一つ着実に克服していくとともに、国際社会との連携を強化しながらこれまで以上に国際的責務を果たしていかねばならず、そのためには必要な原子力行

政の再構築を図っていく必要に迫られており、その中で、原子力委員会が果たすべき役割は何か、どのような組織とするべきかを検討していく必要がある。

第2章 現在の原子力委員会に対する評価

現在の原子力委員会が果たしている役割として、基本的に以下の様な認識に至った。

原子力利用を巡る我が国の特殊性等を踏まえると、原子力委員会は、国際的信認の獲得や、対外的な説明責任を果たすという平和的利用の担保について、一定の役割を果たしてきたと言える。

また、原子力政策は、国民的合意を取り付けていくことが重要で、各省がこれを単独で行っていくだけでは不十分であり、原子力委員会が原子力政策の民主的な運営を下支えする効果についても、一定の評価を与えることができる。

一方で、本会議においては、省庁再編や外部環境の変化が原子力委員会の機能に与える影響は少なからず存在するとの認識も共有された。その内容を以下に概説する。

1. 省庁再編の影響

原子力委員会は、省庁再編に伴い、いわゆる8条委員会に類する機関として、旧科学技術庁から内閣府に移管された上で、継続存置されることとなったが、委員長が閣僚から民間有識者からの選任に変更され、また、決定に対する総理の尊重義務が削除された。さらに、事務局体制は、それまで科学技術庁原子力局が担ってきた時代に比べて大幅に縮減されることとなった。このため、原子力委員会の近藤委員長からのヒアリング結果においても、主要機能の一つである「原子力政策大綱のような包括的な基本方針の策定には、相当の事務局機能が必要であり、現在の原子力委員会の事務局の陣容では不可能」との見解が示された。

本会議における議論でも、原子力委員会の役割や機能を考える上で、2001年の省庁再編が同委員会の機能に与えた影響が大きく、「通常の審議会の位置づけで、機能は弱く、実質的な権威も不十分」といった指摘や、「機能は空洞化しており、現状維持はデメリットの方が大きい」との指摘もなされている。また、隣接する行政領域との関係でも、「原子力がエネルギー政策、あるいは温暖化政策、科学技術政策といった文脈でいかなる役割を果たすべきかといった事項に関する検討は、原子力委員会の外で行われる」ようになってきており、相対的位置づけの低下がみられる。

なお、閣僚が委員長とならないことに対する具体的影響については、例えば、原子力政策大綱の場合、これを閣議決定することにより十分な効力を持たせることができたとも指摘されている。

2. 政策変化等の影響

既に述べたとおり、我が国においては、数十年にわたり原子力発電が浸透してきている中で、エネルギー政策基本法を中心とする枠組みが整備され、同法に基づくエネルギー基本計画の

中でエネルギー需給の基本的な方向性が決定され、また、地球温暖対策推進法に基づく京都議定書目標達成計画において、原子力を含むエネルギー毎の温暖化防止の観点からの対策が盛り込まれているなど、エネルギー及び環境政策の観点からは原子力委員会の相対的位置づけは、既に低下してきていたと言える。

また、革新的エネルギー・環境戦略に示されたとおり、原子力政策の方向性が大きく変化している中で、今後最大の課題となるのが使用済核燃料の処理（中間貯蔵、再処理、最終処分等）の問題であるが、こうした課題については、従来からも原子力委員会において検討されてきてはいるものの、「各省と原子力委員会の重層的分担体制が十分機能してこなかった側面がある」との指摘がなされており、現行体制の下で原子力委員会がこうした問題に取り組むには、一定の限界があると考えられる。

第3章 原子力委員会の見直しの方向性

1. 見直しに当たって考慮すべき点

(1) 原子力行政の特殊性

原子力利用には、技術の開発・維持や事業の実施に長期間を要し、しかも、その結果や環境条件に不確実性が伴うことから、長期にわたって国際的枠組みの下で専門性をもつて管理し、有効性を失わない行政体制が重要となる(技術、事業、行政の継続期間の長期性)。

こうした原子力自体が持つ特性に加えて、事故やトラブルに伴う放射能汚染や核燃料廃棄物の処理には、一般的の公害問題や廃棄物処理をより一層複雑にした形での対応が迫られる。こうした点についての社会の理解無しには、原子力利用を進めていくことが益々困難となる(社会的受容困難性への対応機能)。かかる原子力利用の社会的受容を高めていくためにも、また、平和的利用の担保という機能を果たすためにも、他の行政分野以上に規制と推進両面からの独立的視点も重要なと言えよう(監査的機能)。

原子力委員会の見直しに当たっては、こうした原子力行政の特殊性を十分踏まえた検討が必要である。

(2) 原子力基本法との関係

原子力委員会の存在の前提となっている法律が原子力基本法であり²、原子力委員会の見直しをするにあたり、その根本の部分の変更の必要性を確認する必要がある。

① 基本方針

原子力基本法では、第2条に、「基本方針」として、以下の通り、示されている。

「原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力を資するものとする」

今回、原子力委員会の見直しを行うにあたり、上記の原子力利用に当たっての基本方針は堅持されることを前提とすることが適当と考えられる。

基本方針に書かれている各要素について、今後、どのように継承し、どのように適用していくかについては、以下の通り、整理できる。

² 原子力基本法の第4条に、「原子力利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るために、内閣府に原子力委員会を置く」と規定されている。また、原子力委員会設置法では、第1条で、「原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する行政の民主的な運営を図るため、内閣府に原子力委員会（以下「委員会」という。）を置く。」と規定されている。

平和の目的に限り…原子力委員会又はその後継的な新組織(以下「後継組織」という)の役割として継承

安全の確保…事業者に第一義的責任。原子力規制委員会及び原子力規制庁が規制を通じて事業者による安全確保を監督

民主的な運営…多様な意見の専門家の意見を集約、国民の意見を聴く仕組み、重要事項に関する熟議等、今後の政策議論、原子力委員会又は後継組織の運営に適用

自主的な実施…国内の利用主体の自主的な意思決定で進める。適用する技術については国産に拘るものではなく、質や費用を勘案して、最適なものを選ぶべき

成果を公開…特許取得などを妨げるものではないが、広く日本の技術が海外でも応用され、安全の水準が高まるように努める

国際協力に資する…核不拡散や原子力の平和的利用のための取組を進める。広く日本の技術が海外でも応用され、安全の水準が高まるように努める

② 目的

原子力基本法では、第1条に、目的として、以下の通り、示されている。

「この法律は、原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする」

この目的については、原子力利用の最も大きなウェイトを占める原子力発電の推進を意図したものと解釈できる。しかしながら、原子力発電が、他の電源と比べて特に推進が必要という段階ではなくなっていること、さらに、政府のエネルギー政策の方針が原発に依存しない社会の実現となったことを踏まえれば、改正の是非及び可否を検討する必要があると考えられる。

しかし、その場合であっても、後述するとおり使用済核燃料や放射性廃棄物の処理処分・管理、原子炉の管理・廃止措置は必要となるので、上記①の基本方針は、これらのバックエンド対策において堅持されることが適当であろう。

2. 必要と考えられる機能

現在の原子力委員会が有している主な4つの機能(第1章1. (2)のi)～iv)参照)について、原子力利用を巡る我が国の特殊性(同章2. 参照)や原子力政策を巡る環境変化(同章3. 参照)などを踏まえ、それぞれの機能について、本会議において、今後とも必要かどうか、さらに必要な機能があるか、必要と考えられる機能について原子力委員会又は後継組織が担うべきかどうか等について、以下の通り、検討を行い、整理した。

i) 原子力の平和的利用の担保

本会議においては、原子力委員会の活動が我が国の平和的利用の担保にどの程度寄与してきたかを十分に評価するには至っていないが、原子力利用を巡る我が国の特殊性からも、全体としては、現在の原子力委員会が有する当該機能を引き続き肯定的に捉えられていると言える。

従って、特に、ウラン濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの管理等、平和的利用を担保することが特に重要な技術及び工程については、原子力委員会又は後継組織がそのチェック機能を担うことが適当であると考えられる。その際に、現在他の省等が担っている役割との関係をいかに整理するかについては検討を要する。

ii) 原子力政策に関する基本方針の策定

本会議においては、原子力政策に関する基本方針の策定の機能の重要性を指摘する意見がある一方で、閣僚級の政策決定の増加や各省の政策実施機能の充実等により、エネルギー政策の決定プロセス全体における原子力委員会の位置づけが低下しているとの指摘もなされた。

基本的には、原子力利用の政策に関する事項について、エネルギー政策も含めた基本の方針を議論する場合には、少なくとも当面は、専ら原子力政策のみを扱う場よりも、国会における検討も踏まえつつ、内閣の意思決定に直結した、エネルギー政策全体を審議対象とする機関が取り扱うことが適当であると考えられる。但し、原子力利用の基本の方針が定まれば、その下での原子力利用の具体的な政策に関することは原子力委員会又は後継組織が企画調整にあたることも考えられる。³

他方、原子力政策に関する基本方針であっても、超長期の政策領域や各省の個別対応では社会的な要請に応じきれていない分野での政策(使用済核燃料の処理(中間貯蔵、再処理、最終処分等)や廃炉などバックエンドに係る政策、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等(以下「バックエンド政策等」という。))の企画立案等については、その技術・事業・行政の継続期間の長期性、社会的受容困難性への対応が特に求められる分野である。かかる観点から、これらの分野の基本方針の企画立案等については、原子力委員会又は後継組織が担うことが適當

³上記を踏まえると、原子力政策大綱については、どの範囲を扱うべきものか、どの機関が決定するべきものか、政府の政策決定に拘束力を有するものとすべきかなどの具体的な点を考慮した上で、その必要性も含めて、検討することが適當であろう。

と考えられる。

iii)各省間にまたがる政策の調整

各省の原子力関係経費の取りまとめという機能については、現時点で形骸化しており、また、基本方針策定の際の各省間の調整等の活動については、ii)に述べたとおり全体の基本方針の策定自体における原子力委員会の位置づけが低下したのに伴い、各省間の調整機能の意義も低下していることが指摘された。特に、研究開発にかかる総合調整については、体制整備を前提として、総合科学技術会議に任せることも可能であるとの指摘もあった。

他方、平和的利用の担保やバックエンド政策等の企画立案等を担う組織ができる場合に、その組織形態によっては、政策調整機能も統合的に行う可能性も指摘された。

従って、原子力委員会又は後継組織が、原子力利用政策における総合的な政策調整機能を有する必要性は低いものと考えられるが、前記i) やii)の業務を実施していく中で、必要となる場合には、政策調整機能を担うことは考えられる。

iv)原子力利用のための政策資源の縦覧性の確保と内外への説明

原子力政策の縦覧性を確保し、また、原子力政策を国内外に丁寧に分かりやすく説明していくことは、今後とも強く求められていくものと考えられる。

原子力政策の特徴の一つが社会受容困難性への対応があげられていることからも明らかなるとおり、国民による原子力行政への信頼が必須条件であり、信頼回復に向け国民への説明責任を果たすことが期待される。

また、海外に対しても、窓口として、説明責任を果たす機関の必要性は高い。

これらの説明について、実際の行政実務を行っている組織が行うことも考えられる一方、前記iii)と同様に、原子力委員会又は後継組織の組織形態によっては統合的に行なうことが妥当な場合や、対外的には一元的な情報提供が求められているという指摘もあった。

かかる観点から、単なる縦覧性の確保だけであれば、他の既存の組織でも対応することは可能であると考えられるが、原子力委員会又は後継組織が置かれる場合には、一元的に説明責任を負う主体として、当該組織が縦覧性の確保も含めて担当することも考えられる。但し、海外への説明責任主体という観点から、類似の機能を有しうると考えられる外務省との関係などについては、今後精査が必要である。

なお、原子力委員会の後継組織が置かれる場合には、原子力委員会から引き継ぐ行政文書の管理・公開について、当該組織において適正な判断がなされるよう留意が必要である。

3. 原子力委員会設置法の所掌事務毎の整理

原子力委員会設置法の所掌事務について、前記2. を踏まえて、整理してみると以下の通り。但し、実際の機能が、複数の所掌事務を根拠としている場合もある。

- 一 原子力利用に関する政策に関すること …全体的な政策は、少なくとも当面は、内閣直轄の組織が担当。平和的利用の担保、バックエンド政策等の企画立案等については原子力委員会又は後継組織が担当することが適当と考えられる。上記i)ii)に詳述。
- 二 関係行政機関の原子力利用に関する事務の調整に関すること…原子力委員会又は後継組織が、現状の調整機能のみを有する必要性は低いものと考えられるが、上記一と整合的に整理した結果として、必要となる場合には、政策調整機能を担うことは考えられる。原子力委員会又は後継組織が担当しない場合は、既存の組織が担当するか、改めて担当を決める必要もない可能性もある。
- 三 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関すること…現在は、実質形骸化しているものの、原子力委員会又は後継組織の組織形態によっては、当該業務を統合的に担当することは考えられる。上記iii)に詳述。
- 四 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること…安全規制については既に原子力規制委員会及び原子力規制庁が担当。平和的利用の担保、バックエンド政策等の企画立案等については原子力委員会又は後継組織が担当することが適当と考えられる。上記i)ii)に詳述。
- 五 原子力利用に関する試験及び研究の助成に関すること …基本的には総合科学技術会議が担当することが適当と考えられる。但し、必要な範囲で原子力委員会又は後継組織が担当することが適当と考えられる。上記iii)に詳述。
- 六 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成及び訓練（大学における教授及び研究に係るものを除く。）に関すること …上記五に同じ。
- 七 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関すること…他の組織でも担当しうると考えられるものの、原子力委員会又は後継組織が国内外への説明の役割を担う場合には、本件事務も担当することが適当と考えられる。上記iv)に詳述。
- 八 前各号に掲げるもののほか、原子力利用に関する重要事項に関すること…法定業務については、当該法律の趣旨を踏まえ、原子力委員会又は後継組織が担当することが適当かどうかも含めて、あらためて検討することが適当と考えられる。

第4章 行政組織・体制の見直しの選択肢

1. 考えられる選択肢

前章の2、「必要と考えられる機能」で整理した中で、原子力委員会又は後継組織が担うことが必要とされた機能を果たすための体制を考える際には、

- ・原子力利用の在り方に関する国民的議論を踏まえた新たな方向付け
- ・原子力規制委員会・原子力規制庁や他の原子力行政に関わる省の活動との役割分担

を考慮し、専門性を保ち、関連行政への指針性を発揮し得る組織形態とすることが必要である。

本来、原子力に係る行政組織・体制を検討する際には、原子力行政の内容に応じて必要な機能を明らかにした上で、その機能を果たすために最適と考えられる組織・体制を決めていくべきであるが、その組織・体制によって、担うべき機能の範囲も変わってくる場合もある。

第3章では、革新的エネルギー・環境戦略で示された原子力行政の大きな方向性を前提としつつ、現在の原子力委員会の機能を参考にしながら、今後の原子力行政において必要と考えられる機能を検討した。その際、統合的な機能をどこまで原子力委員会又は後継組織が負うかについては組織の形態によって判断することが適切と考えられる場合があることを示した。従って、機能と組織形態を総合的に検討することが必要である。

このような意味で、機能と切り離して行政組織・体制のみを検討することは意味がないが、具体的な類型としての行政組織の形態の例を挙げると以下の通り。

なお、特に原子力委員会又は後継組織と、原子力規制委員会・原子力規制庁との関係については、推進と規制の分離のあり方も含め、十分に検討する必要がある

(1) 8条委員会を設置

- 国家行政組織法第8条に基づく合議制の機関あるいはそれに類する機関⁴
- 機能強化・整理する場合考えられる項目
 - ・委員長:閣僚を任命(現在の原子力委員会は有識者)
 - ・事務局:人数の拡充(現在の原子力委員会は約20名)
 - ・権限:決定事項についての総理の尊重義務(現在の原子力委員会は内閣総理大臣を通じた関係行政機関の長に対する勧告権のみ⁵)
 - ・整理の候補となる業務:原子力関係経費のとりまとめなど

⁴国家行政組織法第八条の合議制の機関は「第三条の国の行政機関」に置かれるものとされており、第三条の国の行政機関ではない内閣府に設置される場合は、八条委員会に類する機関と整理した。

⁵内閣総理大臣を通じた関係行政機関の長への勧告権限は残ったが、これまで行使の実績は無い。

(2) 3条委員会を設置⁶

- 国家行政組織法第3条に基づく委員会あるいはそれに類する委員会⁷
- 特徴
 - ・高い独立性
 - ・専門技術的な知識の確保

(3) 内閣府の外局としての庁を設置⁵

- 内閣府設置法第49条に基づく庁
- 特徴
 - ・3条委員会と比較した場合に、より統合的な行政事務を実施
 - ・責任の明確化
 - ・専門技術的な知識の確保

(4) 既成の行政組織に機能を移管⁸

- 既成の行政組織の行っている業務に関連の深い業務を分割して移管。移管先における組織としては、既存の組織に組み込むほか、8条委員会、3条委員会、庁など様々な形態が考えられる
- 想定される行政組織は以下の通り
 - ① 総合科学技術会議
 - ② 外務省
 - ③ 文部科学省
 - ④ 経済産業省
 - ⑤ 原子力規制委員会／原子力規制庁

(5) 国会の付属機関を設置

- 個別の設置法に基づく機関⁹
- 国会に設置

⁶三条委員会と庁の違い

三条委員会は、行政の民主化、政党内閣からの権限行使の独立性の担保、優れて専門技術的な知識の確保等を目的に設置されるもの。委員会はそれ自体として、国家意志を決定し、外部に表示することが可能。庁は、当該行政事務を担当する単位が局等の内部部局では大き過ぎ、仮に内部部局で処理をさせた場合に、他部局との均衡を失する等の困難がある場合に設置されるもの。また、分離を通じてそれぞれの機能を高度化し、組織上の分担体制を明らかにし、責任の所在の明確化・主として企画立案機能を担う本省の負担軽減を図ることも企図する。要すれば、「事務処理上の便宜性」に基づき、設置される。(参考文献：「塙野宏・行政法III 第3版」、「藤田宙靖・行政組織法」、「宇賀克也・行政法概説III」)

⁷国家行政組織法第3条の委員会は「省」に置かれるものとされており、内閣府に設置される場合は、3条委員会に類する委員会と整理した。

⁸本報告における原子力委員会の「後継組織」の中には、既成の行政組織も含まれる。

⁹前例としては、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）があるが、恒常的な組織とすることも考えられる。

前述したとおり、本来、どのような行政組織の形態を取るかという点については、必要と考えられる機能を果たすために、最も実効力があり、効率的であることを目指すべきである。

例えば、平和的利用の担保については、その機能の性格上、監視的な役割が求められることから、独立性の高い組織との親和性が高い。具体的には、既存の行政組織等よりも、8条委員会、さらには3条委員会といった組織が馴染むものと考えられる。他方、バックエンド政策等の企画立案等の業務では、他省が行う原子力行政に対する指針を示し、実行を促すような組織・体制もありうる。

従って、求められる機能毎に、別の組織体制とすることも考えられる一方、高い専門性を必要とすることなどを勘案した場合に、異なる機能を同じ組織で担当する優位性も考えられる。

こうした点も勘案しつつ、機能と各行政組織・体制の特徴を十分に考慮して、議論を深め、総合的に判断することが必要と考えられる。

2. 新しい体制の発足までの対応

新しい体制については、今後、さらに検討が必要であり、かかる観点から、その新しい体制が発足するまでの間、現行の原子力委員会については、特に以下の業務の継続が必要と考えられる。

- ・エネルギー政策のうち、原子力政策に関する部分についての提言
- ・法律上の業務(特定放射性廃棄物の最終処分法に基づく経済産業大臣への意見具申、日本原子力研究開発機構法に定められた意見具申等)の継続
- ・平和的利用の担保に必要な業務

第5章　まとめ

2011年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえて、原子力利用の在り方が問われている。このため、原子力利用政策は、平和的利用を基礎とした安全、安定、低炭素、適正費用でのエネルギー供給という観点から、国民の関心事として議論し、新たな方向が決められていく転換期にある。なお、原子力の医療分野・農業分野における利用、考古学など学術的観点からの利用の在り方に関する方針についても、原子力利用の部分を形成している。

一方で、バックエンド問題、すなわち使用済核燃料を最終的にどのように安定的に、安全に処理処分するのか、あるいは、廃炉となる発電施設を安全に管理するのかといった問題は、原子力利用政策が如何なるものになろうとも解決していかなければならない既に存在する問題である。

また、ウラン濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの管理等の技術及び工程を中心として、原子力利用が確実に平和的利用に限って行われていることを示すことも継続して果たさなければならない我が国の責務である。

従って、第3章、第4章において整理したとおり、3・11原発事故を踏まえたわが国原子力利用政策の新たな方向を定めるための原子力利用政策に関する議論は、少なくとも当面は、専ら原子力政策のみを扱う場よりも、国会における検討も踏まえつつ、内閣の意思決定に直結した、エネルギー政策全体を審議対象とする機関が取り扱うことが適当であると考えられる。

他方、バックエンド政策等、平和的利用の担保に関しては、長期的な視点に立った技術的選択や管理体制構築を含んでおり、高度で、かつ国民の様々な意見を集約した専門的な検討をするので、原子力委員会又はその後継組織の所管事項とすることが考えられる。

但し、それを国家行政組織法の中でどのように位置づけるべきなのか、どの府省に属すべきなのかについては、原子力政策の審議体制、原子力規制委員会・原子力規制庁との役割分担を考慮して充分に検討し結論を得るべきである。その間は、現在の原子力委員会が、必要な任務を遂行すべきである。

また、原子力基本法で謳われ、様々な場面で生かされてきた、平和的利用、安全管理、民主的運営、自主性、成果の公開、国際協力といった基本方針については、今後とも堅持することが適当である。

いずれにしても、本報告は、原子力委員会の見直しの基本的な考え方を示したものであり、今後、これを土台として、新しい原子力行政に合致した体制の検討が早急に進められることを期待する。

(別添) 原子力委員会見直しのための有識者会議 構成員

浅田 正彦 京都大学大学院 法学研究科 教授

大西 隆 東京大学大学院 工学系研究科 教授

城山 英明 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授

中西 寛 京都大学大学院 法学研究科 教授

伴 英幸 特定非営利活動法人原子力資料情報室 共同代表

増田 寛也 株式会社野村総合研究所 顧問

森田 朗 学習院大学 法学部 教授

山地 憲治 公益財団法人地球環境産業技術研究機構 理事・研究所長

吉岡 斎 九州大学 副学長

和氣 洋子 慶應義塾大学 商学部 教授

(参考) 行政組織に係る参考条文

国家行政組織法（抄）

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第三条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3 省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。

4 第二項の国の行政機関として置かれるものは、別表第一にこれを掲げる。

（審議会等）

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

内閣府設置法（抄）

（設置）

第三十七条 本府に、宇宙政策委員会を置く。

2 前項に定めるものほか、本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置くことができる。

3 第一項に定めるものほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（設置）

第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

2 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。

3 前二項の委員会及び庁（以下それぞれ「委員会」及び「庁」という。）の設置及び廃止は、法律で定める。

（審議会等）

第五十四条 委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

別表（国家行政組織第三条第四項関係）

省	委員会	庁
総務省	公害等調整委員会	消防庁
法務省	公安審査委員会	公安調査庁
外務省		
財務省		国税庁
文部科学省		文化庁
厚生労働省	中央労働委員会	
農林水産省		林野庁
		水産庁
		資源エネルギー庁
経済産業省		特許庁
		中小企業庁
		観光庁
国土交通省	運輸安全委員会	気象庁
		海上保安庁
		原子力規制委員会
環境省		
防衛省		

別表（内閣府設置法第三十七条第四項関係）

民間資金等活用事業推進委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
官民競争入札等監理委員会	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律
食品安全委員会	食品安全基本法
独立行政法人評価委員会	独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）
公文書管理委員会	公文書等の管理に関する法律
障害者政策委員会	障害者基本法
原子力委員会	原子力基本法及び原子力委員会設置法（昭和三十年法律第二百八十八号）
地方制度調査会	地方制度調査会設置法（昭和二十七年法律第三百十号）
選挙制度審議会	選挙制度審議会設置法（昭和三十六年法律第二百十九号）
衆議院議員選挙区画定審議会	衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）
国会等移転審議会	国会等の移転に関する法律
統計委員会	統計法（平成十九年法律第五十三号）
情報公開・個人情報保護審査会	情報公開・個人情報保護審査会設置法
公益認定等委員会	公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）
再就職等監視委員会	国家公務員法
消費者委員会	消費者庁及び消費者委員会設置法